

委員会提出議案第 3 号

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 18 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 木 原 宏

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（参集） 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集しなければならない。 （会期中の閉会） 第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （発言の許可等） 第49条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項又は議長が特に許可した場合については、議席で発言することができる。 2 ……略…… （発言の要求） 第50条 会議において発言しようとする者は、<u>挙手して</u>「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。 2 議長は、2人以上<u>挙手して</u>発言を求めたときは、<u>先順位者</u>と認める者から指名する。 （発言内容の制限） 第53条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2及び3 ……略…… （一般質問）	（参集） 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>その旨を議長に通告</u>しなければならない。 （会期中の閉会） 第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （発言の許可等） 第49条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項又は議長が特に許可した場合については、議席で発言することができる。 2 ……略…… （発言の要求） 第50条 会議において発言しようとする者は、<u>起立して</u>「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。 2 議長は、2人以上<u>起立して</u>発言を求めたときは、<u>先起立者</u>と認める者から指名する。 （発言内容の制限） 第53条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2及び3 ……略…… （一般質問）

第 6 0 条	……略……	第 6 0 条	……略……
<u>2 前項の規定による質問は、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うものとする。</u>		<u>2 前項の規定により質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</u>	
<u>3 第 1 項の規定により質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</u>		<u>2 前項の規定により質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</u> <u>ただし、やむを得ないときはこの限りでない。</u>	
(準用規定)		(準用規定)	
第 6 2 条 第 54 条、 <u>第 55 条、第 57 条</u> 及び第 58 条の規定は、質問について準用する。 <u>ただし、第 54 条の規定は、一問一答の方式においては、準用しない。</u>		第 6 2 条 第 54 条及び第 58 条の規定は、質問について準用する。	
(表決の順序)		(表決の順序)	
第 7 5 条	……略……	第 7 5 条	……略……
2	……略……	2	……略……
3 議長は、修正案が <u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決をとる。		3 議長は、修正案が <u>すべて</u> 否決されたときは、原案について表決をとる。	
(公聴会開催の手続)		(公聴会開催の手続)	
第 7 5 条の 2 <u>議長は、会議</u> において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。		第 7 5 条の 2 <u>会議</u> において公聴会を開く議決があったときは、 <u>議長</u> は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。	
(公述人の発言)		(公述人の発言)	
第 7 5 条の 5	……略……	第 7 5 条の 5	……略……
2	……略……	2	……略……
3 <u>議長は、公述人</u> の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときには、発言を制止し、又は退席させることができる。		3 <u>公述人</u> の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときには、 <u>議長</u> は、発言を制止し、又は退席させることができる。	
(参考人)		(参考人)	
第 7 5 条の 8 <u>議長は、会議</u> において参考人の出席を求める議決があつ		第 7 5 条の 8 <u>会議</u> において参考人の出席を求める議決があつたとき	

たときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。 (定足数に関する措置) 第85条 ……略…… 2 委員長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は<u>会議室外</u>の委員に出席を求めることができる。 3 ……略…… (指定者以外の者の退場) 第103条 委員長は、秘密会を開く議決があつたときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を<u>会議室</u>の外に退去させなければならない。 (発言の許可) 第105条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第107条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 ……略…… (不在委員) 第120条 表決の際<u>会議室</u>にいない委員は、表決に加わることができない。 (表決の順序) 第129条 ……略……	は、<u>議長</u>は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 参考人については、<u>第75条の5、第75条の6及び第75条の7</u>の規定を準用する。 (定足数に関する措置) 第85条 ……略…… 2 委員長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は<u>委員会議室外</u>の委員に出席を求めることができる。 3 ……略…… (指定者以外の者の退場) 第103条 委員長は、秘密会を開く議決があつたときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を<u>委員会議室</u>の外に退去させなければならない。 (発言の許可) 第105条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第107条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 ……略…… (不在委員) 第120条 表決の際<u>委員会議室</u>にいない委員は、表決に加わることができない。 (表決の順序) 第129条 ……略……
--	--

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(携帯品)

第148条 議場又は会議室に入る者は、帽子、コート、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第151条及び第152条 削除

(議長の秩序保持権)

第154条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(携帯品)

第148条 議場又は委員会会議室に入る者は、帽子、コート、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(禁煙)

第151条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙、電子機器等の使用制限)

第152条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙若しくは書籍の類を閲読し、又は電子機器を使用してはならない。

(議長の秩序保持権)

第154条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。